

## 敬老のつどい、長寿健康祝金、長寿ご夫婦記念品のご案内

介護課 内線342

### 敬老のつどい

長寿をお祝いする敬老のつどいを開催します。園児のお遊戯や演芸など、楽しい一日を過ごしてください。



◆日時 9月26日(日) 13:15～15:45

◆会場 湯河原小学校体育館

※会場までは送迎バスをご利用ください。(詳しい運行表は広報ゆがわら9月号でお知らせします。)

### 長寿健康祝金

長年にわたり、社会に貢献されたお年寄りの方に、町から祝金を贈呈します。

対象は、9月15日現在、77歳(5,000円)と88歳(1万円)の方です。対象の方には、各地区の民生委員がご自宅を訪問して贈呈します。

### 神奈川県在宅重度障害者等手当が変わります

福祉課 内線311・312

#### ■支給の対象者

平成22年8月1日までに引き続き6か月以上県内にお住まいで、次の①または②のいずれかに該当する在宅の方

①	身体障がい	身体障害者手帳の1級または2級	2 つ 以 上 該 当 す る 方	支 給 額 (年 額 6 万 円)
	知的障がい	療育手帳のA1またはA2相当の判定(B1や知能指数50以下と判定された方で、身体障害者手帳の1～3級を交付された方を含む。)		
	精神障がい	精神障害者保健福祉手帳1級		
②	特別障害者手当または障害児福祉手当を受給している方			

※年齢や所得による制限がありますので、詳しくは福祉課までお問い合わせください。

※平成21年度に手当を受給していた方で、新しい制度では対象外となる在宅の方に対しては、特例手当(平成22・23年度)が支給されます。

#### ■申請方法(新制度の対象となる方)

8月2日(月)～9月10日(金)(土・日を除く。)に福祉課窓口で申請手続きを行ってください。

### 長寿ご夫婦記念品

平成22年9月15日までに引き続き1年以上湯河原町にお住まいで、住民登録のあるご夫婦のうち、次のいずれかに該当するご夫婦に記念品を贈呈します。ご希望の方は、8月20日(金)までに介護課へお申し込みください。なお、本籍地が湯河原町以外の方は、ご結婚日が確認できる書類(戸籍の写しなど)をご提示ください。

#### ①ご結婚50年を迎えたご夫婦

昭和35年9月15日以前に結婚されたご夫婦(昨年までに、湯河原町からご結婚50年の記念品の贈呈を受けているご夫婦を除く。)

#### ②ご結婚60年を迎えたご夫婦

昭和25年9月15日以前に結婚されたご夫婦(昨年までに、湯河原町からご結婚60年の記念品の贈呈を受けているご夫婦を除く。)

### 児童扶養手当と特別児童扶養手当について

福祉課 内線315

#### ■父子家庭の方は児童扶養手当の申請を

今まで、主に母子家庭の方に支給されていた児童扶養手当ですが、平成22年8月分から父子家庭にも支給されることになりました。

受給するためには申請が必要です。対象となる方は11月30日(火)までに福祉課で手続きをしてください。(期限を過ぎると、申請の翌月からの支給になります。)

ただし、手当を受ける人の前年の所得が一定基準を超えるときは、減額支給または支給停止になります。また、同居している扶養義務者(直系血族や兄弟姉妹)などの所得による制限もあります。

#### ■現在受給中の方は現況届の提出を

現在、児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給している方は、現況届を福祉課に提出してください。

現況届は、引き続き手当を受給できるかどうかを確認する大切な手続きです。提出しないと受給資格があっても、手当を受給できなくなることがあります。

また、現在、手当の受給が停止されている場合も提出してください。

#### ○提出期間

◆児童扶養手当 8月2日(月)～31日(火)

◆特別児童扶養手当 8月11日(水)～9月10日(金)

※土・日を除く。